

教育の基本目標

教育基本法においては、教育の目的を、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者」としての国民の育成を期することとし、この目的を実現するために「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」など、5つの目標を掲げています。

また、本県の教育大綱では、福岡県の未来への扉を開くために、世界を視野に未来を見据えて「次代を担う『人財』の育成」を目指し、これからの中学生に求められる力として、「学力・体力・豊かな心」、「柔軟な思考力、創造力、多様な他者と協働する力」を掲げ、教育がこれらの力を育成するために中心的な役割を果たすことが期待されています。

さらに、県教育委員会では、本県の教育大綱を踏まえ、福岡県学校教育振興プランにおいて、学校教育の目標を「社会的自立の基盤となる、学力、体力、豊かな心を培うとともに、社会の変化に対応し、社会を支え、その発展に寄与する力を育成すること」と掲げています。

県教育委員会では、この教育基本法における教育の目標を基本に据えつつ、福岡県教育大綱及び福岡県学校教育振興プランを踏まえ、本県における「教育の基本目標」を、次のように定めています。

【教育の基本目標】

- 真理を求め、意欲的に学ぶ態度をもち、社会的自立の基盤となる確かな学力、たくましく生きるための健康や体力、豊かな情操と道徳心を備えた県民を育成すること。
- 志と自律心をもち、創造性や個性に富み、生涯にわたって学ぶ県民を育成すること。
- 正義を愛し、他者を思いやり、共に生きる心や公共の精神に基づく強い自覚と実践力をもち、人権を尊重する県民を育成すること。
- 命あるものを尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する県民を育成すること。
- 自ら考え、多様な価値観の人々と協働し、課題を解決していく力を身に付けるとともに、社会の変化に対応し、社会を支え、その発展に寄与する県民を育成すること。
- 文化と伝統を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、人類の平和と発展に貢献できる国際性豊かな県民を育成すること。